

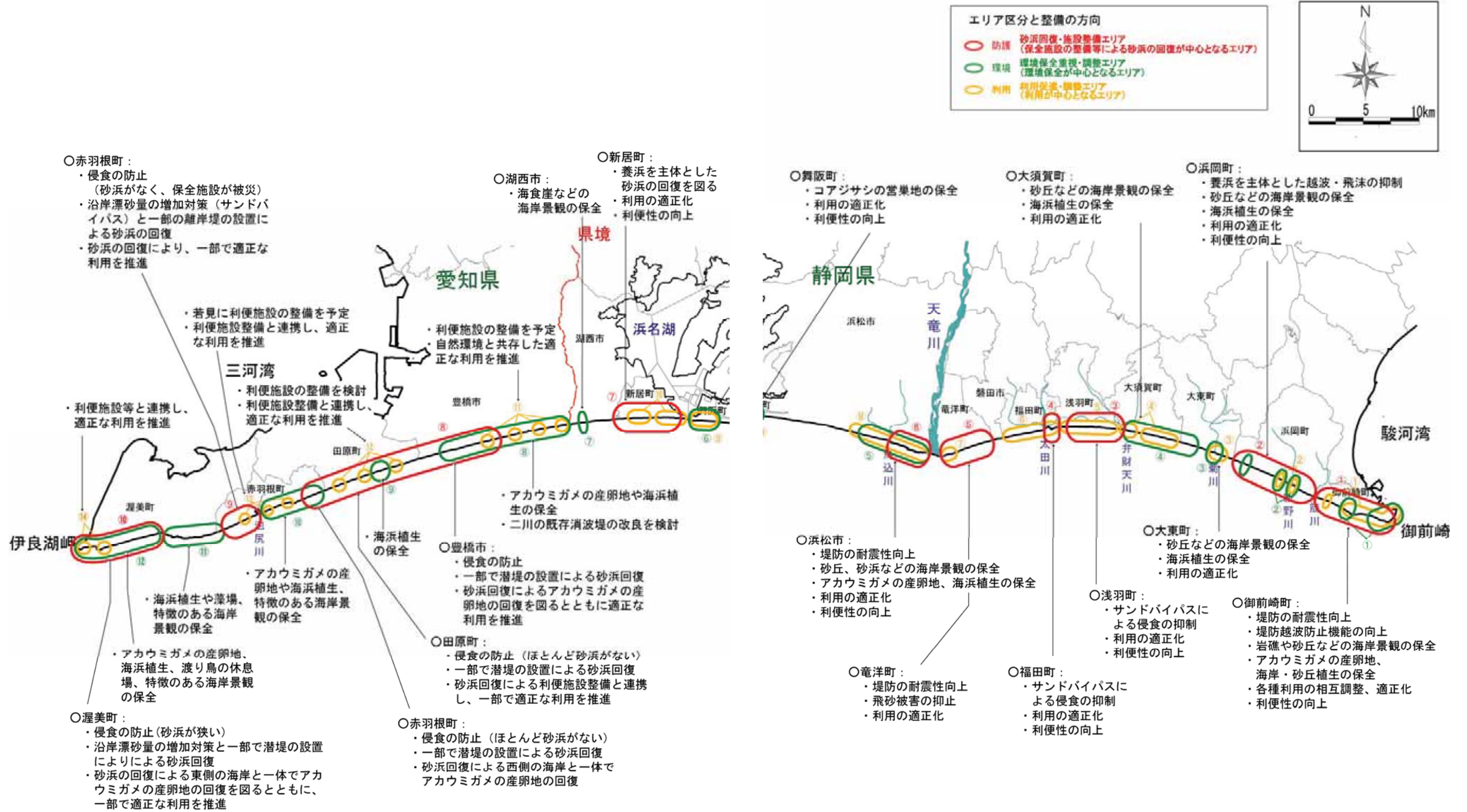
表 1.5.2(2) エリア区分の理由と整備の方向

行政区	No.	エリア区分	エリア区分の理由	整備の方向
豊橋市	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、アカウミガメの産卵地の回復を図るとともに適正な利用を推進
	⑨	環境保全重視エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育	・アカウミガメの産卵地や海浜植生の保全 ・二川の既存消波堤の改良を検討
	⑪	利用促進エリア	●サーフィン、釣り、地びき網の利用 ●伊古部地区及び小島・小松原地区、七根地区、細谷地区に拠点的に利用施設整備を予定	・伊古部及び小島、小松原、七根、細谷に利用施設の整備を予定 ・自然環境と共存した適正な利用を推進 ・背後の野外教育センター及び少年自然の家を活用し、自然体験学習を推進
田原町	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、百々、谷ノ口、大草の利用施設整備と連携し、一部で適正な利用を推進
	⑨	環境保全重視エリア	●海浜植生が生育	・海浜植生の保全
	⑫	利用促進エリア	●サーフィン、釣り、地びき網の利用 ●百々、谷ノ口、大草に利用施設の整備を予定	・百々、谷ノ口、大草に利用施設の整備を検討 ・背後の利用施設整備と連携し、適正な利用を推進
愛知県 赤羽根町	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、西側の海岸と一体でアカウミガメの産卵地の回復を図る
	⑩	環境保全重視エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育 ●一色の磯など海岸景観	・アカウミガメの産卵地や海浜植生、特徴のある海岸景観の保全
	⑬	利用促進エリア	●サーフィン、釣りの利用 ●大石、赤羽根に拠点としての利用施設が整備され、若見に整備を予定	・既設の大石、赤羽根の活用の他、若見に利用施設の整備を予定 ・背後の利用施設整備と連携し、適正な利用を推進
	⑨	砂浜回復・施設整備エリア	●防波堤等の影響により、砂浜の侵食が進行	・離岸堤の設置による砂浜の回復を図る ・沿岸漂砂量の増加対策(サンドバイパス)により砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、一部で適正な利用を推進
渥美町	⑪	環境保全重視エリア	●海域には藻場があり、海岸線は特徴的な岩礁帯が存在 ●一部で海浜植生が生育	・海浜植生や藻場、特徴のある海岸景観の保全
	⑩	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・日出で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・⑨エリアと同様、沿岸漂砂量の増加対策と一部で潜堤の設置により砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、東側の海岸と一体でアカウミガメの産卵地の回復を図るとともに、一部で適正な利用を推進
	⑫	環境保全重視エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育 ●渡り鳥の中継地 ●日出石門などの海岸景観	・アカウミガメの産卵地や海浜植生、渡り鳥の休息場、特徴のある海岸景観の保全
	⑭	利用促進エリア	●釣りの利用 ●日出、恋路が浜に拠点としての利用施設が整備	・背後の利用施設等と連携し、適正な利用を推進

表 1.5.2(2) エリア区分の理由と整備の方向

行政区	No.	エリア区分	エリア区分の理由	整備の方向
豊橋市	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、アカウミガメの産卵地の回復を図るとともに適正な利用を推進
	⑨	環境保全重視・調整エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育	・アカウミガメの産卵地や海浜植生の保全 ・二川の既存消波堤の改良を検討
	⑪	利用促進・調整エリア	●サーフィン、釣り、地びき網の利用 ●伊古部地区及び小島・小松原地区、七根地区、細谷地区に拠点的に利用施設整備を予定	・伊古部及び小島、小松原、七根、細谷に利用施設の整備を予定 ・自然環境と共存した適正な利用を推進 ・背後の野外教育センター及び少年自然の家を活用し、自然体験学習を推進
田原市	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、百々、谷ノ口、大草の利用施設整備と連携し、一部で適正な利用を推進
	⑨	環境保全重視・調整エリア	●海浜植生が生育	・海浜植生の保全
	⑫	利用促進・調整エリア	●サーフィン、釣り、地びき網の利用 ●百々、谷ノ口、大草に利用施設の整備を予定	・百々、谷ノ口、大草に利用施設の整備を検討 ・背後の利用施設整備と連携し、適正な利用を推進
愛知県 田原市 (越戸以東)	⑧	砂浜回復・施設整備エリア	●砂浜の侵食が進行	・一部で潜堤の設置による砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、西側の海岸と一体でアカウミガメの産卵地の回復を図る
	⑩	環境保全重視・調整エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育 ●一色の磯など海岸景観	・アカウミガメの産卵地や海浜植生、特徴のある海岸景観の保全
	⑬	利用促進・調整エリア	●サーフィン、釣りの利用 ●大石、赤羽根に拠点としての利用施設が整備され、若見に整備を予定	・既設の大石、赤羽根の活用の他、若見に利用施設の整備を予定 ・背後の利用施設整備と連携し、適正な利用を推進
	⑨	砂浜回復・施設整備エリア	●防波堤等の影響により、砂浜の侵食が進行	・沿岸漂砂量の増加対策(サンドバイパス)により砂浜の回復を図る ・砂浜の回復により、一部で適正な利用を推進
田原市 (和地以西)	⑪	環境保全重視・調整エリア	●海域には藻場があり、海岸線は特徴的な岩礁帯が存在 ●一部で海浜植生が生育	・海浜植生や藻場、特徴のある海岸景観の保全
	⑫	環境保全重視・調整エリア	●アカウミガメの産卵地 ●海浜植生が生育 ●渡り鳥の中継地 ●日出石門などの海岸景観	・アカウミガメの産卵地や海浜植生、渡り鳥の休息場、特徴のある海岸景観の保全
	⑭	利用促進・調整エリア	●釣りの利用 ●日出、恋路が浜に拠点としての利用施設が整備	・背後の利用施設等と連携し、適正な利用を推進
田原市 (赤羽根)	①	津波、高潮・越波対策エリア	●津波による浸水が生じる危険性	・県民の生命や財産を守る対策を行う
田原市 (日出～和地)	②			

注) 津波、高潮防災については、漁業利用、海浜利用を含めた防護ラインより海側の対応とも連携していく必要があり、遠州灘沿岸においては基本的に全域が対象となる。「津波、高潮・越波対策エリア」の設定・区分については、地域における総合的な津波、高潮対策に関する協議等を踏まえ適宜、設定・見直しをしていく。

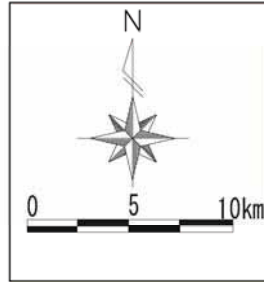


\*静岡県のエリア区分は、平成10年に策定された「遠州灘沿岸域保全利用指針」によるものである。今後、これを基に地域とともに、海岸の環境保全と利用について調整していく。

図 1.5.2 エリア区分と整備の方向



- エリア区分と整備の方向
- 防護 砂浜回復・施設整備エリア  
(保全施設の整備等による砂浜の回復が中心となるエリア)
  - 防護 津波・高潮・越波対策エリア  
(県民の生命や財産を守る対策が中心となるエリア)
  - 環境 環境保全重視・調整エリア  
(環境保全が中心となるエリア)
  - 利用 利用促進・調整エリア  
(利用が中心となるエリア)



エリア区分と整備の方向

※行政区画は、「国土数値情報 行政区画データ（平成26年度）」による。

注) 津波、高潮防災については、漁業利用、海浜利用を含めた防護ラインより海側の対応とも連携していく必要があり、遠州灘沿岸においては基本的に全域が対象となる。「津波、高潮・越波対策エリア」の設定・区分については、地域における総合的な津波、高潮対策に関する協議等を踏まえ適宜、設定・見直しをしていく。

図 1.5.2 エリア区分と整備の方向

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

遠州灘沿岸海岸保全基本計画  
(第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

平成26年 一部変更

(平成15年7月)

愛 知 県

**第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項**

第1章では、遠州灘全体を対象に、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策、さらには、遠州灘における海岸の防護、海岸環境の保全、公衆の適正な利用の基盤となる砂浜の保全方策、地域特性に応じた海岸の整備を行うためのエリア区分と整備の方向を定めた。

第2章では、砂浜の保全方策、エリア区分と整備の方向に基づき、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。ここに示す内容は、整備に関する基本的な事項であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所自然环境、利用状況等をふまえてより詳細な整備内容や施設構造等を決定していく。

「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。

**第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項**

**1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項**

第1章では、遠州灘全体を対象に、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策、さらには、遠州灘における海岸の防護、海岸環境の保全、公衆の適正な利用の基盤となる砂浜の保全方策、地域特性に応じた海岸の整備を行うためのエリア区分と整備の方向を定めた。

第2章では、砂浜の保全方策、エリア区分と整備の方向に基づき、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。ここに示す内容は、整備に関する基本的な事項であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所自然环境、利用状況等をふまえてより詳細な整備内容や施設構造等を決定していく。

「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。

《海岸保全施設等の整備の推進》

海岸保全施設等の推進にあたって防護目標は以下の通りとする。

**高潮防護目標**

- ： 潮位については、天文潮位としては台風期平均満潮位とし、高潮偏差としては伊勢湾台風規模の偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。  
この潮位に50年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする。

**地震・津波防護目標**

- ： 南海トラフ沿いで過去に発生した「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。

防護目標に対し、海岸保全施設等の堤防高は、津波又は高潮・高波に対応した高さを比較して、高い方を基本に、越波・浸水の低減効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、保安林管理者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。

また、海岸保全施設とその近接地にある海水の侵入による被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備、その他海岸の保全に関し必要な場合においては、整備について地域ごとに協議することとする。

※ 海岸保全施設等・・・海岸保全施設及び保安林の土塁、海岸部の道路等の浸水防護の効用がある公共土木施設及び自然地形

※ 本計画における海岸保全施設の整備に関する事項の詳細は、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、保安林管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。



**1. 海岸保全施設を整備しようとする区域**

海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象区域)は、「第1章 2-1. 海岸の防護の目標」で定めた防護すべき区域のうち、海岸保全施設整備の必要性が高い区域とする。

- 海岸保全施設整備の必要性が高い区域とは、防護すべき地域の中で、
- ・越波等の被害が生じている箇所、または、被害が予想されるなど海岸災害の可能性が高い箇所
  - ・砂浜の侵食が著しく、今後も侵食が進行していくことが想定される箇所
  - ・老朽化などの施設機能の不足により既存の海岸保全施設が所要の防護水準を確保できていない箇所
- である。

**2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等**

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設、整備の概要、さらには環境面、利用面への配慮における特記事項を示す。

**3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況**

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

**(1) 海岸保全施設を整備しようとする区域**

海岸保全施設を整備しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第3次あいち地震対策アクションプラン」(平成26年12月公表)において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な海岸保全施設の整備を行うこととする。

また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。

これらに加え、遠州灘沿岸については、遠州灘の特色である砂浜の保全が環境、利用のみならず防護の観点からも重要であるため、砂浜の侵食が著しく、今後も侵食が進行していくことが想定される区間の侵食対策も引き続き実施していく。

但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討の必要な箇所を「整備対象区間」として示す。

**(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等**

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設、整備の概要、さらには環境面、利用面への配慮における特記事項を示す。

**(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況**

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮、津波等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

**2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項**

海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。

具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視(パトロール)や定期点検を行う。

点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起りやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。

さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。

修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

表 2-1 侵食防止としての主な対策工

表 2-1 侵食防止としての主な対策工

対策工の主な特性

対策工の主な特性

養浜、  
サンドバイパス

養浜工は、侵食された海岸などに砂礫を投入する工法であり、海岸の自然環境の保全および海浜利用の面で優れており、侵食等の隣接海岸への影響も和らげることができる。  
海浜の維持・回復・創出が図れる。越波・浸水の低減効果が図れる。土砂流出の防止対策が必要となる。  
サンドバイパスは、漁港等の構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所へ投入する方法であり、サンドバイパスでは、航路埋没や河口閉塞の対策として浚渫した土砂の有効利用が図れる。

養浜、  
サンドバイパス

養浜工は、侵食された海岸などに砂礫を投入する工法であり、海岸の自然環境の保全および海浜利用の面で優れており、侵食等の隣接海岸への影響も和らげることができる。  
海浜の維持・回復・創出が図れる。越波・浸水の低減効果が図れる。土砂流出の防止対策が必要となる。  
サンドバイパスは、漁港等の構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所へ投入する方法であり、サンドバイパスでは、航路埋没や河口閉塞の対策として浚渫した土砂の有効利用が図れる。



【効果：海浜の維持・回復・創出、消波】

航路埋没土砂のサンドバイパス（福田漁港海岸）



【効果：海浜の維持・回復・創出、消波】

航路埋没土砂のサンドバイパス（福田漁港海岸）

人工リーフ

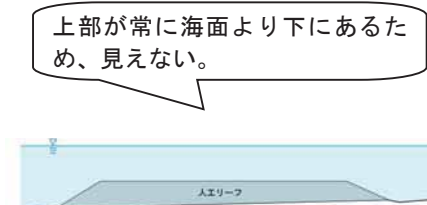
人工リーフは、自然の珊瑚礁を持つ優れた消波機能を模した構造物である。  
海浜の安定化が期待でき、高波浪の減衰効果は高い。構造物が水面下となることから海岸景観上は好ましいが、堤体規模が大きくなるため工費は高くなる。浅海域における活動への配慮が必要となる。  
【効果：間接的な漂砂制御（波高，波向き，波浪による流れを制御），背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】

人工リーフ

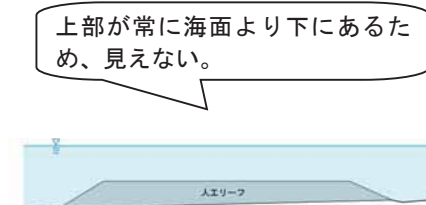
人工リーフは、自然の珊瑚礁を持つ優れた消波機能を模した構造物である。  
海浜の安定化が期待でき、高波浪の減衰効果は高い。構造物が水面下となることから海岸景観上は好ましいが、堤体規模が大きくなるため工費は高くなる。浅海域における活動への配慮が必要となる。  
【効果：間接的な漂砂制御（波高，波向き，波浪による流れを制御），背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】



人工リーフ（渥美海岸 [恋路ヶ浜]）



人工リーフ（渥美海岸 [恋路ヶ浜]）



離岸堤  
(潜堤)

離岸堤は、汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物である。  
直接的に波浪を低減することから背後に静穏域が確保され、海浜の安定化が図れる。浅海域における活動への配慮が必要となる。  
なお、海岸景観に配慮して干潮時以外は水面下になるような潜堤タイプもある。  
【効果：消波，波高減衰，背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】

離岸堤  
(潜堤)

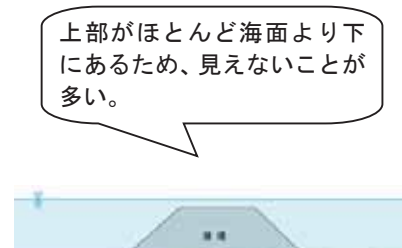
離岸堤は、汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物である。  
直接的に波浪を低減することから背後に静穏域が確保され、海浜の安定化が図れる。浅海域における活動への配慮が必要となる。  
なお、海岸景観に配慮して干潮時以外は水面下になるような潜堤タイプもある。  
【効果：消波，波高減衰，背後への堆砂，沿岸漂砂の制御（漂砂量の低減），岸沖漂砂の制御（前浜の確保）】



離岸堤（浜松五島海岸）



潜堤（高豊漁港海岸 [伊古部]）



離岸堤（浜松五島海岸）



潜堤（高豊漁港海岸 [伊古部]）

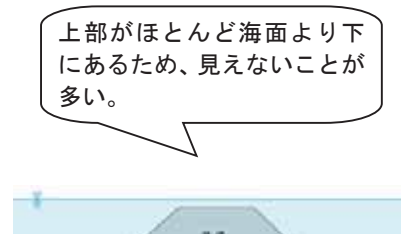


表 2-2 整備対象区域の整備内容整理表

行政区分	海岸名 地区名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	防護 面積 (ha)	受 地域		
			区域	規模					
				整備対象区 域延長 (m)				代表堤防高(m)	
豊橋市	二川漁港海岸 東細谷・細谷・小島 地区	⑨	東細谷 細谷 小島	3,500	T.P.+4.88m	緩傾斜護岸  <b>一部、整備完了</b>	東細谷 細谷 小島		
			豊橋海岸 高塚・寺沢地区	⑩	高塚	900	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	高塚
			高豊漁港海岸 高豊地区	⑪	伊古部 東赤沢	2,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	伊古部 東赤沢
					西赤沢 城下	2,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤、養浜	西赤沢 城下
田原市	赤羽根漁港海岸 赤羽根地区	⑫	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草	8,600	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草		
			⑬	高松	2,200	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	高松 一色	
				⑭	赤羽根	700	-	緑地  <b>整備完了</b>	赤羽根
		⑮	池尻 若見 越戸	4,300	T.P.+2.9m	離岸堤 消波工 養浜	-	池尻 若見 越戸	
			⑯	堀切 日出	5,400	T.P.-2.0m	人工リーフ <b>整備完了</b>	堀切 日出	
		⑰	伊良湖	1,900	T.P.-2.0m	人工リーフ <b>整備完了</b>	伊良湖		

注) 海岸保全施設等の整備については、表中の整備対象区域内で必要最小限のものを予定しており、区域内全域に整備を行うものではない

表 2-2 整備対象区域の整備内容整理表

行政区分	海岸名 地区名	区域 番号	配置		主な施設 の種類	防護 面積 (ha)	受 地域		
			区域	規模					
				整備対象区 域延長 (m)				代表堤防高(m)	
豊橋市	二川漁港海岸 東細谷・細谷地区	⑨	東細谷 細谷	2,600	T.P.+4.88m	緩傾斜護岸	東細谷 細谷		
			豊橋海岸 高塚・寺沢地区	⑩	高塚	900	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	高塚
			高豊漁港海岸 高豊地区	⑪	伊古部 東赤沢	3,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	伊古部 東赤沢
					西赤沢 城下	2,000	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤、養浜	西赤沢 城下
田原市	赤羽根漁港海岸 赤羽根地区	⑫	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草	8,600	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	百々 南神戸 (谷ノ口) 大草		
			⑬	高松	2,200	T.P.-0.6m～ T.P.+0.3m	潜堤	高松 一色	
				⑭	赤羽根	1,100	T.P.+8.5m	胸壁、情報提供施設 (注3)	3
		⑮	池尻 若見 越戸	4,300	-	養浜	-	池尻 若見 越戸	
			⑯	堀切	5,000	-	- (注3)	-	堀切

注 1) 海岸保全施設等の整備については、表中の整備対象区域内で必要最小限のものを予定しており、区域内全域に整備を行うものではない

注 2) 本計画における海岸保全施設の整備に関する事項は、河川管理者や港湾及び漁港の管理者、保安林管理者等、関係機関との調整、地域における整備に関する協議の結果等を踏まえ、順次決定していく。

注 3) 津波対策の海岸保全施設の規模、配置等は、今後、地域における総合的な津波対策(多重防御)や整備に関する協議等を踏まえ詳細に設定していく。



現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

現行基本計画記載内容				変更記載内容（案）			
益地域	整備の概要	特記事項		益地域	整備の概要	特記事項	
		環境面	利用面			環境面	利用面
海岸林農用地	アカウミガメの産卵地が回復するように既存消波堤の改良を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する	海岸林農用地	アカウミガメの産卵地が回復するように既存消波堤の改良を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する
海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観に配慮した潜堤の設置及び養浜（サンドリサイクル）等を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する	海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観に配慮した潜堤の設置及び養浜（サンドリサイクル）等を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用、自然体験学習の推進、既設の利便施設に配慮する
海岸林農用地							
海岸林農用地	利便施設の整備予定箇所において、砂浜の侵食防止と回復と利用促進を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	海食崖を中心とした海岸景観の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用や計画している利便施設の整備推進に配慮する	海岸林農用地	利便施設の整備予定箇所において、砂浜の侵食防止と回復と利用促進を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	海食崖を中心とした海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用や計画している利便施設の整備推進に配慮する
海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と一色の磯の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する	海岸林農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜、海食崖などの自然景観にも配慮した潜堤の設置を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と一色の磯の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する
海岸林住宅地農用地	活発な海岸利用に配慮し、緑地の整備を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生の保全に配慮する	サーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する	住宅地農用地	津波から漁港背後集落の生命・財産を守るため、胸壁を整備する。 また、海岸利用者の避難誘導に役立てるための情報提供施設を整備する。	海岸景観の保全に配慮する	漁港の利用に配慮する。
海岸林住宅地農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、離岸堤、消波工の設置及びサンドバイパス等を行う。	—	サーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する	海岸林住宅地農用地	砂浜の侵食防止と回復を図るため、沿岸漂砂に配慮しながらサンドバイパス等を行う。	海岸景観の保全に配慮する	浅海域における漁業活動やサーフィンなどのレクリエーション利用に配慮する
海岸林住宅地農用地	砂浜の侵食防止と回復と利便施設の利用促進を図るため、沿岸漂砂に配慮しながら、砂浜などの自然景観にも配慮した人工リーフの設置を行う。	アカウミガメの産卵地、海浜植生と日出の石門、恋路が浜などの海岸景観の保全に配慮する	渥美半島の観光資源を活かしたレクリエーション利用、釣り、既設の利便施設に配慮する	海岸林住宅地農用地	津波から背後集落の生命・財産を守る対策を行う。	海岸景観の保全に配慮する	海浜及び背後地の利用に配慮する。
海岸林住宅地							

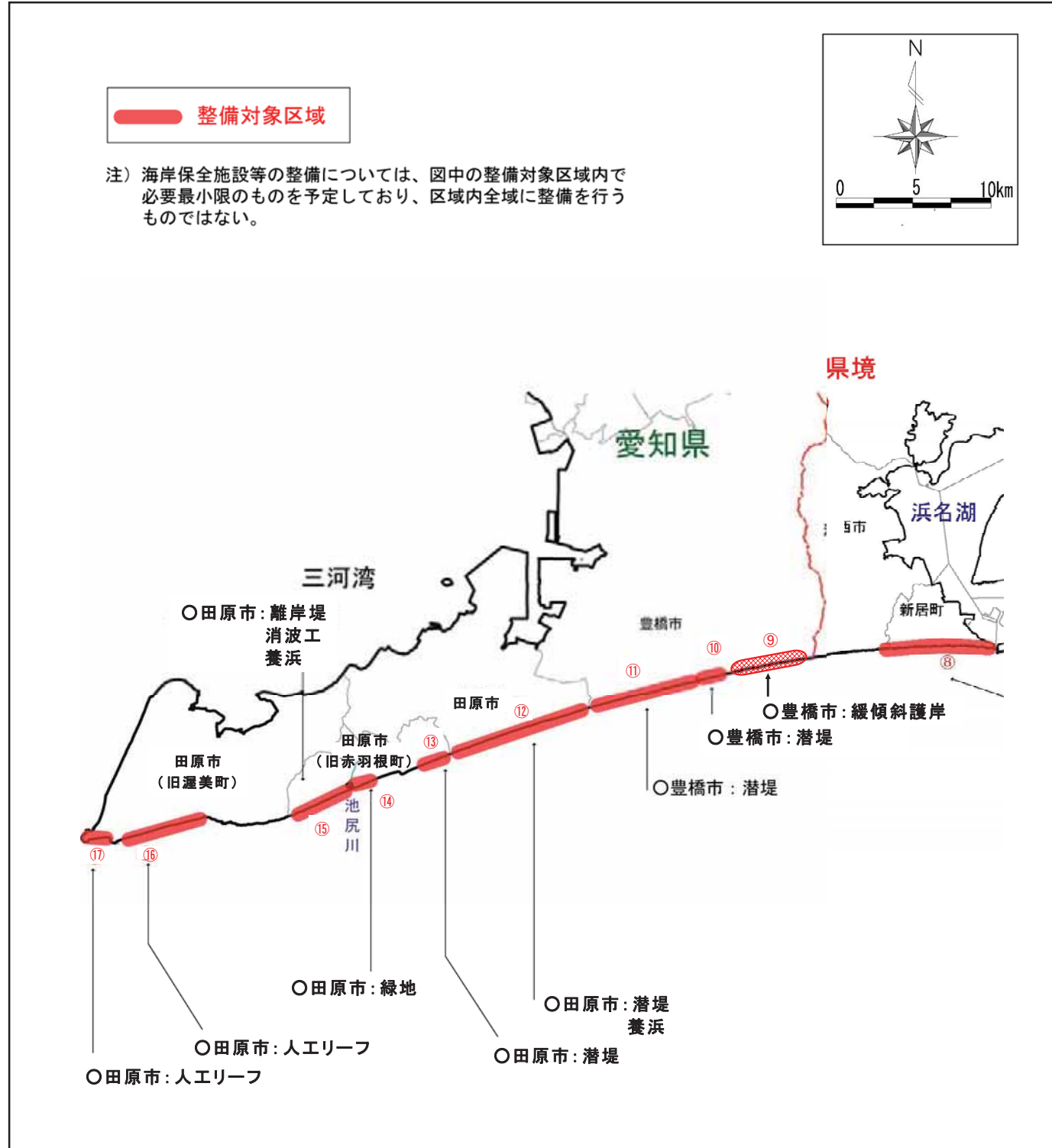


図 2.1 遠州灘沿岸における整備対象区域の位置図

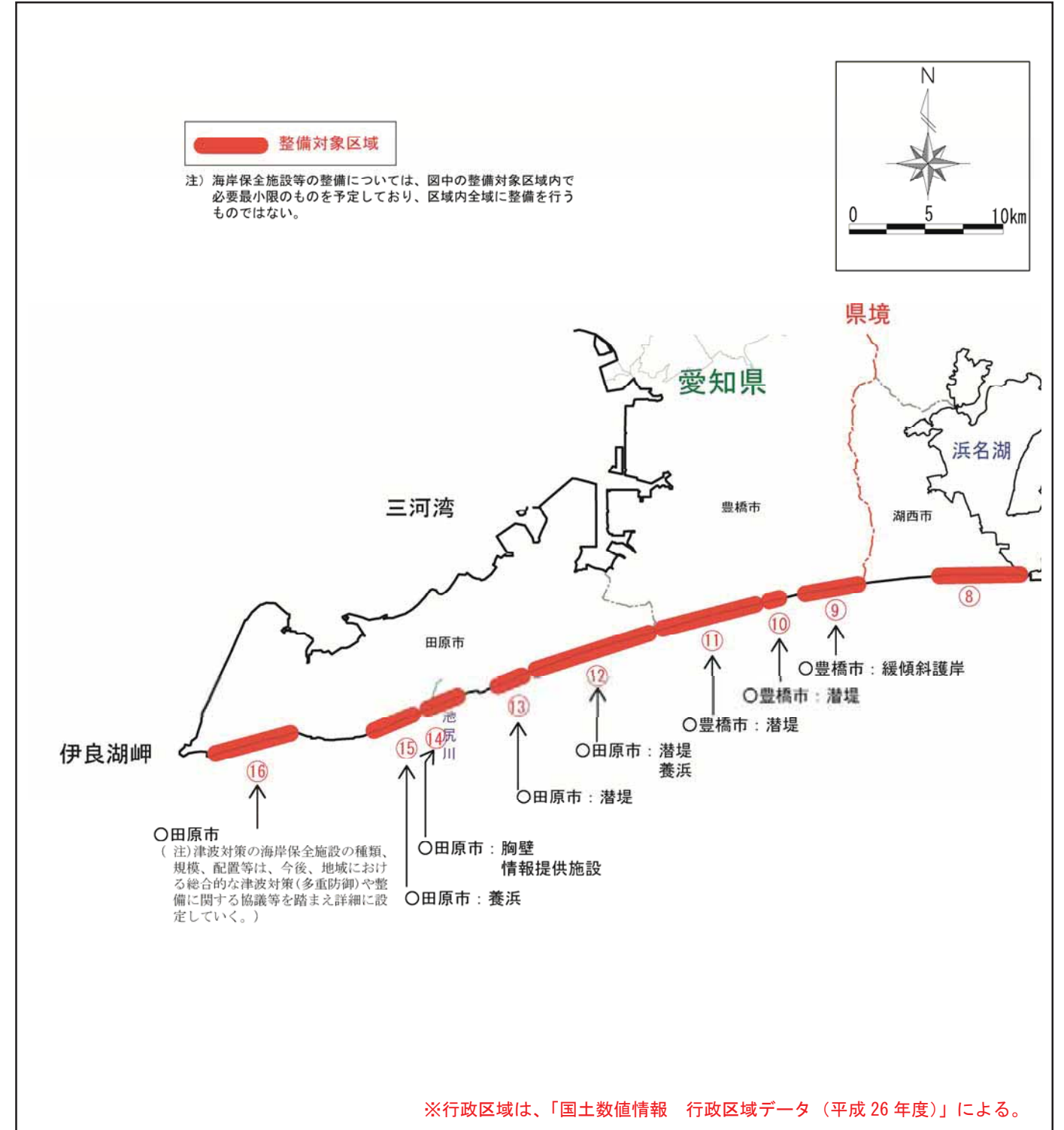


図 2.1 遠州灘沿岸における整備対象区域の位置図

**第3章 今後の取組方針**

遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。

**(1) 今後の検討課題**

○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化

遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。

また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。

○東海・東南海地震による津波への対応

東海地震や東南海地震による津波対策においては、今後中央防災会議での検討結果を踏まえた対応を検討していくとともに、県地域防災計画等に基づいた対応に加え、各市町へのハザードマップ等の作成のためのデータ提供のほか、ソフト面を中心とした有効な対応等を、迅速に推進していくものとする。

○地球温暖化に伴う海面上昇への対応

地球温暖化の影響については、気象・海象の変化や平均海面の上昇が懸念され、遠州灘沿岸においても海岸侵食の進行、地域の低海拔化などによる高潮災害の増加や、海岸における生物の生息・生育環境の悪化といった深刻な影響が生ずる恐れがあることから、海面上昇等の予測と影響の程度の推定、及び対策方法などについての今後の研究成果をふまえて、適切な対応を検討していくものとする。

**3. 今後の取り組み方針**

遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。

○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化

遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。

また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。

○津波への対応

津波対策においては、「愛知県沿岸海岸保全基本計画検討委員会技術部会」の検討結果を踏まえ、地域特性に応じた対応を検討していくとともに、県地域防災計画等に基づいた対応に加え、各市町へのハザードマップ等の作成のためのデータ提供のほか、様々な関係機関と連携した多重防御、ソフトを含めた総合的な津波防災を推進していくものとする。

○地球温暖化に伴う気候変動への対応

現在、国において検討が進められている「水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について」※1では、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、施設の能力を上回る外力が頻発することや、それを大幅に上回る激甚な外力の発生することの懸念の高まりを指摘している。

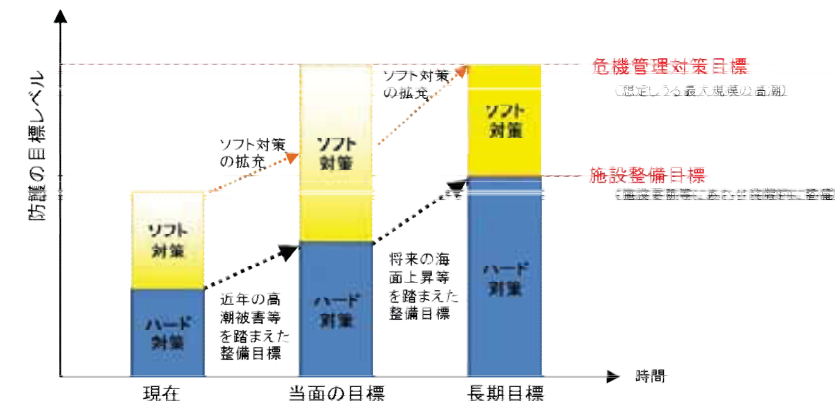
さらに、「海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本的な方針」では、背後地の地盤高が低い地域や、人口・資産が集積した地域にあっては、過去の津波、高潮等による災害を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とすると示されている。

愛知県においては、平成21年台風18号により三河湾を中心に伊勢湾台風級に匹敵する高潮が発生し大きな被害が生じたことや、気候変動による海面上昇が想定されていること等を踏まえ、高潮防護に関する長期的な視点での「施設整備の目標」を設定し、段階的な整備により防護レベルを向上させていくこと等について、関係管理者等と調整を進める。

施設整備の長期的な目標の設定にあたっては、本県の高潮の防護対策のあり方についての検討結果（平成23～24年「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討委員会」）等を踏まえ検討する。

また、施設整備目標を超える規模の高潮については、想定し得る最大規模の検討を行うとともに、危機管理対策としての命を守る対策について関係機関と調整・検討を行う。

※1 平成25年12月11日、国土交通大臣より社会資本整備協議会に諮問。





○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応

海辺のごみ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。

また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。

○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応

遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。

**（２）地域住民等の参画と情報公開**

地域の人々に親しまれる海岸づくりのために、本基本計画策定段階でのアンケート調査等による住民意見の反映に努めた。今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくために、計画策定時だけでなく、事業の実施や施設の維持管理段階において、地域住民や漁業関係者、NPOなど海岸に関わる関係者の積極的な参画が得られるよう努めていくものとする。

現在行われている住民参加型の活動である、アカウミガメの保護に向けた啓発活動や海岸の美化活動など、これらの活動の継続的な実施が必要である。したがって、現地見学会や勉強会、意見交換会の開催など、地域住民やボランティアの人々の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、海岸づくりに関わるような環境を創っていくよう努めていくものとする。

なお、本基本計画書をはじめその他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、広報・ホームページ等を通して情報提供や共有に努めていくものとする。

**（３）計画の見直し**

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応

海辺のごみ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。

また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。

○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応

遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。

○地域住民等の参画と情報公開

地域の人々に親しまれる海岸づくりのために、本基本計画策定段階でのアンケート調査等による住民意見の反映に努めた。今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくために、計画策定時だけでなく、事業の実施や施設の維持管理段階において、地域住民や漁業関係者、NPOなど海岸に関わる関係者の積極的な参画が得られるよう努めていくものとする。

現在行われている住民参加型の活動である、アカウミガメの保護に向けた啓発活動や海岸の美化活動など、これらの活動の継続的な実施が必要である。したがって、現地見学会や勉強会、意見交換会の開催など、地域住民やボランティアの人々の海岸保全に関する知識と意識の向上を図ることにより、海岸づくりに関わるような環境を創っていくよう努めていくものとする。

なお、本基本計画書をはじめその他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、広報・ホームページ等を通して情報提供や共有に努めていくものとする。

○地域の実情に配慮した施設整備

海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域事情やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

よって、基本計画の策定から施設整備に至る段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町村が策定する防災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努める。

○社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況などについての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際には、それらを踏まえた施設整備、津波や高潮の浸水想定となるよう、弾力的な実施・運用を行うこととする。

《愛知県》

氏名	所属等	備考
岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授	※愛知県検討委員会委員長
青木 伸一	豊橋技術科学大学助教授	※
内田 至	名古屋港水族館館長	※
芹沢 俊介	愛知教育大学教授	※
米村 恵子	江戸川大学教授	※
伊藤 三也	田原町文化財保護審議会委員	
大須賀 哲夫	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会会長	
白井 孝市	渥美郡田原町長	
杉原 幹麿	赤羽根町サーフィン協会理事長	
早川 勝	豊橋市長	
原 功一	渥美町観光協会副会長	現渥美町長
彦坂 良隆	豊橋市外海漁業協同組合代表理事組合長	

敬称略

注) ※は全体委員会の委員を兼任

《愛知県（平成15年7月策定）》

氏名	所属等	備考
岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授	※愛知県検討委員会委員長
青木 伸一	豊橋技術科学大学助教授	※
内田 至	名古屋港水族館館長	※
芹沢 俊介	愛知教育大学教授	※
米村 恵子	江戸川大学教授	※
伊藤 三也	田原町文化財保護審議会委員	
大須賀 哲夫	豊橋市アカウミガメ保護対策協議会会長	
白井 孝市	渥美郡田原町長	
杉原 幹麿	赤羽根町サーフィン協会理事長	
早川 勝	豊橋市長	
原 功一	渥美町観光協会副会長	現渥美町長
彦坂 良隆	豊橋市外海漁業協同組合代表理事組合長	

敬称略

注) ※は全体委員会の委員を兼任

《愛知県（平成27年3月変更策定）》

（愛知県海岸保全基本計画検討委員会）

氏名	所属等	備考
喜岡 涉	名古屋工業大学教授	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	
奥野 信宏	中京大学教授	
日登 弘	名古屋港水族館館長	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事	
山内 均	愛知県観光協会専務理事	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟愛知支部長	
佐原 光一	豊橋市長	
榊原 康正	西尾市長	
鈴木 克幸	田原市長	
服部 彰文	弥富市長	
石黒 和彦	南知多町長	

（愛知県海岸保全基本計画検討委員会 技術部会）

氏名	所属等	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	座長
川崎 浩司	名城大学特任教授	
北野 利一	名古屋工業大学准教授	
加藤 茂	豊橋技術科学大学准教授	

敬称略

